

公告第 66 号

物品売払入札の実施について（公告）

下記のとおり物品売払入札を行うので、小千谷市財務規則（平成 12 年規則第 20 号）第 135 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 14 日

小千谷市長 宮崎 悦男

1. 売払物品

小企物第 15 号 マイクロバス 1 台（型式等詳細は別紙のとおり）

2. 売払条件

- (1) 買受者は、売買契約締結の日から 2 週間以内に売払代金を全額納入すること。代金は、小千谷市が発行する納入通知書により指定金融機関等に納入すること。
- (2) 売払物品は、買受者が売払代金納入後、現状のまま引渡しとする。
- (3) 物品引渡し後、速やかに名義変更の手続き（一時抹消登録を含む。）と自賠責保険等の手続きを買受者で行うこと。なお、これに要する費用は買受者の負担とする。名義変更手続等の完了後は、一時抹消登録証明書又は自動車検査証の写しを提出すること。
- (4) 車体に記載されている「市名・市章・番号」を塗料等により全て消去すること。なお、これらの作業に要する費用は買受者の負担とする。作業後は写真等を提出し、企画政策課職員の確認を受けること。
- (5) 売払物品の種類又は品質に関して不適合な状態があっても、市はその責めを負わない。

3. 入札参加資格

次の要件のすべてを満たす個人又は法人

- ・小千谷市の市税に未納がないこと（市内外は問わない）。

4. 入札手続き

(1) 提出方法

①窓口に提出する場合

「物品売払入札参加申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、暴力団等の排除に関する誓約書及び入札書を提出すること。入札書は封かんした状態で提出すること。

②郵送で提出する場合

申込書に必要事項を記入し、暴力団等の排除に関する誓約書及び入札書を一般書留ま

たは簡易書留により送付すること。入札書は別途内封筒に封かんし、外封筒（郵送用封筒）に封かんされていること。外封筒の表面には「入札書在中」と朱書きすること。

※下記期限必着とし、期限を過ぎて到着した入札書類は、いかなる事由があっても受理しない。

③共通事項

- ・提出書類は、企画政策課財政係で配布するほか、小千谷市ホームページ「入札契約情報」内でも配布する。
- ・代理人が入札する場合は、必ず委任状を提出すること。
- ・入札書を封かんした封筒の表面には件名、開札日及び入札者の名称または商号を記載すること。
- ・入札書の日付は、開札日を記載すること。

- (2) 提出期間 令和 8 年 4 月 14 日（火）から
令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時 00 分まで
- (3) 提出先 小千谷市役所企画政策課財政係
〒 947-8501 小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号
TEL : 0258-83-3507（直通）

5. 入札日時

- (1) 日時 令和 8 年 5 月 7 日（木）午前 10 時 00 分
- (2) 入札保証金 免除する
- (3) 契約保証金 免除する
- (4) 物品の確認 売払物品の確認を希望する場合は、
総務課庶務管財係（TEL : 0258-83-3506）まで連絡すること。

6. 落札者の決定

最低制限価格以上で最高金額を提示した者を落札者とする。

（最低制限価格は別紙のとおり）

7. 物件の引渡し

- (1) 場所 小千谷市役所車庫（小千谷市城内 2 丁目 7 番地 5 号）
- (2) 期限 令和 8 年 5 月 14 日（木）以降 令和 8 年 5 月 21 日（火）
ただし、売払代金完納後とする。また、車検満了日が令和 8 年 5 月 19 日のため、翌日以降は自走不可となる。

(3) その他 物件の引渡しと同時に受領書を提出すること。

引渡しに際し、仮ナンバープレートが必要な場合は、買受者が準備すること。

8. その他

(1) 提出された申込書・添付資料等は、入札に係る業務以外の目的には使用しない。

(2) 提出された書類はいかなる理由があろうとも返却しない。

(3) 不明な点については、企画政策課財政係に連絡すること。